

議案等の概要と審議結果			○：可決等に賛成　×：可決等に反対								結果
番号	件名	概要	自民党豊島区議団（8人）	公明党（7人）	都民ファーストの会（7人）	維新・無所属（4人）	日本共産党（4人）	立憲・れいわ（3人）	無所属元気の会（1人）	立憲民主（1人）	
報告第4号	専決処分の報告及び承認について	豊島区特別区税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、報告し、その承認を求める。	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
第41号議案	豊島区監査委員の選任について	被選任者：細川 正博議員	○	○	○ 除斥	○	×	○	○	○	同意
議員提出議案第9号	豊島区議会委員会条例（一部改正）	総務委員会及び子ども文教委員会並びに議会運営委員会の委員の定数を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

区議会の役割について

区民の生活に身近な課題は、私たち自身で考え、話し合い、解決していくことが基本です。しかし、実際に区民全員が集まり話し合うことはできません。

そこで、私たち（有権者）の代表として区議会議員と区長を選挙で選びます。

区議会議員によって構成される区議会は、区民の考えを区政に反映するため、区民に関わる様々な問題をきめ細かく審議します。

区議会のしくみ

議決
区議会は区長や議長から提出された議案等を審議し、その可否を決めます。このように議会の意思を決めることを議決といい、主なものは次のとおりです。

1. 条例の制定、改正、廃止をすること
2. 予算の決定、決算の認定をすること
3. 予定価格1億8千万円以上の工事や製造の契約をすること
4. 副区長、監査委員の選任や教育委員の任命に同意すること
5. その他、法律や条例などにより区議会の権限に属すること

区政のチェック

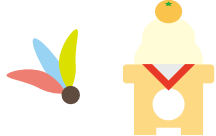
本会議の一般質問や委員会における質問、報告を求めることで、区の仕事をチェックしています。

意見書の提出・決議

区民に関わる問題であっても、区だけでは解決できないことがあります。その場合、区議会の意見を意見書として関係機関に提出し、その解決を求めていきます。また、議会の意思を表明するために決議を行うこともあります。

区議会の1年

区議会は、2月、6月、9月、11月の年4回開く定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。招集はいずれも区長が行います。



1月

第1回定例会

議案など区政全般を審議します。また、予算特別委員会を設置し、新年度予算について審議します。

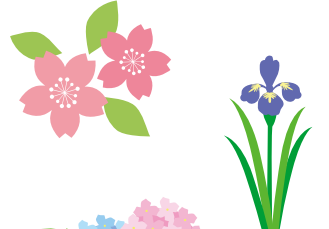


2月

3月

臨時会

議長・副議長の選挙や常任委員・議会運営委員の選任、特別委員の補充選任などを行います。



4月

5月

第2回定例会

議案など区政全般を審議します。



6月

7月



8月

9月

第3回定例会

議案など区政全般を審議します。また、決算特別委員会を設置し、前年度予算が適正に執行されたかを審議します。



10月



11月

12月

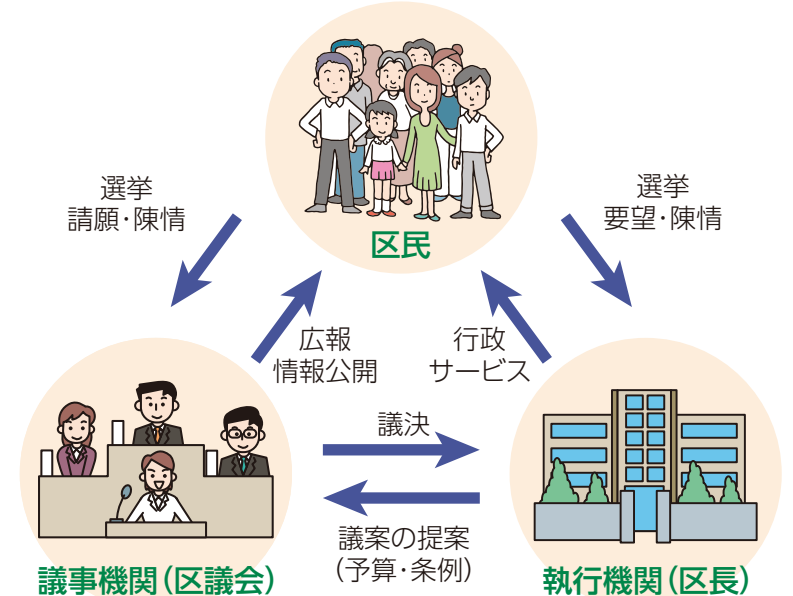
第4回定例会

議案など区政全般を審議します。



区議会のしくみ

区民と区議会、執行機関の関係



選挙 請願・陳情
選挙 要望・陳情
広報 情報公開
行政 サービス
議決
議案の提案 (予算・条例)

区民

議事機関 (区議会)

執行機関 (区長)

区民から選ばれた議員により議案等を審議し、議会としての最終的な意思を決定します。

区長が区民生活向上のための政策案（議案）を提出します。

●本会議

区議会の最終的な意見を決めるとともに、区政についての一般質問も行います。

●委員会

議案や請願・陳情等は、内容も広い分野にわたっています。部門に分けて専門的・能率的に審査するため、委員会を置いています。委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。（今年度の各委員会の構成は4面のとおり）

●議員協議会

本会議の事前説明、事前調整等が必要であり、議員全員で構成されています。



議場傍聴席

本会議・委員会を 傍聴してみませんか？

どなたでも傍聴できます。当日に区役所9階区議会事務局へお越しください（事前予約不要）。来庁困難な場合は、インターネット中継をご覧ください。

議会日程(予定)

令和7年第2回定例会

6月25日（水）午後1時	本会議（議案上程等）
7月1日（火）午前10時	本会議（一般質問）
7月2日（水）午前10時	本会議（一般質問）
7月22日（火）午前10時	総務委員会
7月23日（水）午前10時	区民厚生委員会
7月23日（水）午前10時	都市整備委員会
7月23日（水）午前10時	子ども文教委員会
7月30日（水）午後1時	本会議（採決等）